

上場会社代表者各位

株式会社 東京証券取引所
代表取締役社長 宮原 幸一郎

議決権電子行使プラットフォームのご案内について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日は、当取引所が上場会社の皆様に機関投資家との対話促進の観点からご参加を推奨しております「議決権電子行使プラットフォーム」（以下、「プラットフォーム」という。）についてご案内申し上げます。

プラットフォームは、株主総会に関わる国内外すべての実務関係者をシステム・ネットワークで結びつけた市場インフラであり、株主総会における機関投資家の議決権行使環境の改善を目的として、当取引所の関係会社である株式会社 I C J により運営されております。サービス開始から 13 年目となった昨年も新たに多数の上場会社の皆様にご参加いただき、現在のプラットフォーム参加会社は 942 社（2019 年 1 月 15 日現在）に拡大しております。

プラットフォームにご参加いただいた上場会社においては、名義株主の背後にいる国内外の実質株主（機関投資家）と効率的かつ効果的なコミュニケーションを取ることが可能となり、そのメリットを十分に享受いただいております。

以下、改めて特徴をご紹介申し上げます。

まず、機関投資家による総会議案の検討期間が拡大し、株主サービスの充実に繋がります。

多くの上場会社の株式を保有する機関投資家は、実務上、総会日の 8 営業日前（海外機関投資家）から 5 営業日前（国内機関投資家）までに議決権行使を完了させる必要があります。このためプラットフォーム未参加の上場会社の総会議案に対する機関投資家の検討期間は平均 7.4 日（2018 年 6 月総会実績）に過ぎず、機関投資家は極めて限られた期間内に多くの上場会社の議決権行使を行っております。

プラットフォームにご参加いただくと、機関投資家の議案検討期日は総会前日まで、その検討期間は平均 21.0 日（同）に拡大することから、議案検討期間不足による反対票や棄権票が投じられるリスクを軽減することができます。

また、株主総会直前まで実質株主とコミュニケーションを取ることが可能となります。

プラットフォームは名義株主の背後にいる実質株主とシステムでつながっており、これまで総会直前にしか分からなかった機関投資家の議決権行使結果を日毎に確認することができます。そのため、日々の行使結果の状況に応じ、総会前日まで追加情報の発信・説明等、プラットフォーム上で機関投資家に対して総会議案への理解を深めていただくための様々なアクションをとることができるようになり、総会直前まで議案への賛成票確保の働きかけを行うなど、機関投資家との対話の充実・質の向上を図ることができます。

なお、先日の法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会で「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」がとりまとめられ、次期会社法では、上場会社に対して株主総会資料の電子提供が義務付けられることとなりました。このような株主総会プロセスの電子化という流れの中で、株主の株主総会議案の検討や企業との対話に充てる期間を十分に確保し、上場会社と株主・投資者の間の建設的な対話を促進していくために、議決権行使の電子化を導入することも望ましいのではないかと考えられます。

機関投資家との対話を通じて企業価値向上が求められるなか、IR(Investor Relations)やSR(Shareholder Relations)拡充のツールとして「議決権電子行使プラットフォーム」へのご参加を是非ともご検討いただきたく、改めてご案内申し上げます。以上の趣旨につきご理解、ご協力を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

議決権電子行使プラットフォームの申込期日：決算月の第2金曜日

(当該日までの事前連絡により締切期日を概ね1ヶ月延長可能)

当ご案内に関するお問合せ先：

株式会社 I C J <http://www.icj.co.jp/>

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 6-5 兜町第 6 平和ビル 4 階

営業部 03-4533-0365 (直通) marketing@icj-co.jp

参考① 議決権電子行使プラットフォームのご紹介

議決権電子行使プラットフォームとは？

「議決権電子行使プラットフォーム」は、上場会社の株主総会において、最新のIT技術を活用し、国内外の投資信託・投資顧問などのいわゆる機関投資家の適確な権利行使を可能にするインフラストラクチャーです。

仕組み

「議決権電子行使プラットフォーム」は株主総会での機関投資家の議決権行使環境の改善を目的とし、株主総会に関わる国内外の関係者をシステム・ネットワークで結びつけることにより、総会の議案情報の伝達、議決権の行使、行使結果の集計をすべてストレート・スルー・プロセッシングで行う証券市場における革新的なインフラストラクチャーです。



導入の背景

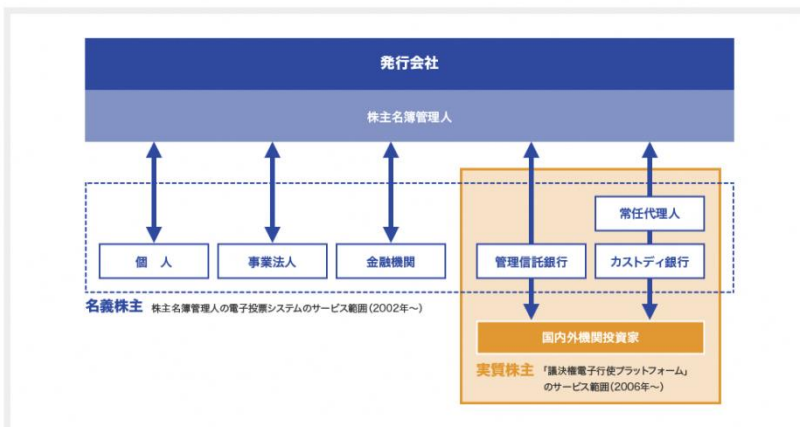
1. 株主構成の変化	株式の持合い解消が進み、国内外の機関投資家が株主としての存在感を増しています。
2. 受託者責任を果たす取組みとしての議決権行使	多数の発行会社の株式を保有する機関投資家が適確に議決権行使できる市場環境の整備が急務となっています。
3. 企業価値・株主価値を高める対話の必要性	議決権電子行使プラットフォームは、2005年12月期よりサービスを開始し、発行会社と機関投資家との建設的な対話の手段の一つとして活用されています。2015年6月に施行された「コーポレートガバナンス・コード」においても対話の必要性が取り上げられています。

議決権行使プロセスの電子化とは

株主総会における議決権電子行使には2種類あります。

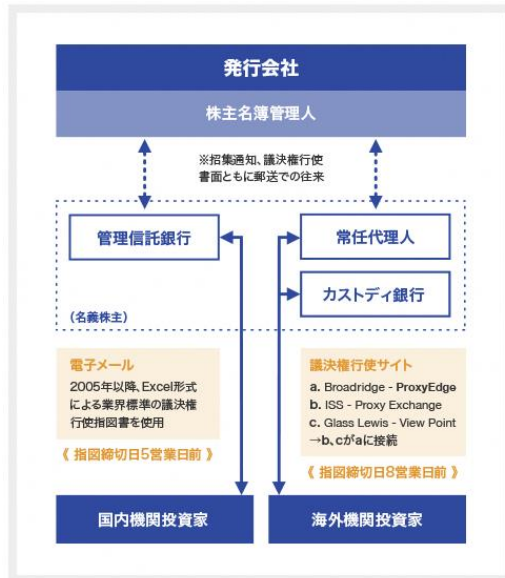
株主名簿管理人の電子投票システム	⇒ 株主名簿上の 名義株主 が対象
ICJの議決権電子行使プラットフォーム	⇒ 名義株主の背後にいる 実質株主 が対象

ICJの提供する議決権電子行使プラットフォームでは、名義株主ではなく、実質株主による電子行使が特徴であり、実質株主に対して直接、議決権行使の機会を提供します。また、発行会社はその行使情報をタイムリーに把握することができます。

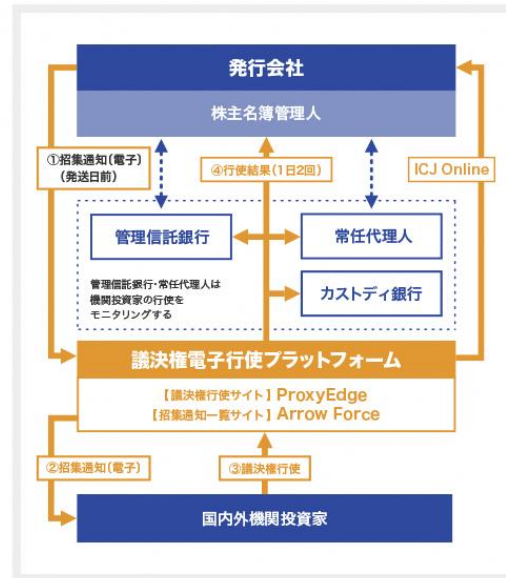


プラットフォーム導入前後の議決権行使プロセス

■ 導入前



■ 導入後



問題点

機関投資家

議案検討期間（3～5日程度）が短く、入手可能な議案情報が限定的なため、時間不足や情報不足の中で議決権行使をしています。

発行会社

株主名簿上の名義株主によって集計がされる都合上、総会直前まで機関投資家の行使状況を把握できず、賛成率が低い議案等への迅速な対応が困難です。

仕組み

発行会社がTDnetに登録した招集通知がプラットフォームに掲載され、その議案情報をもとに機関投資家は招集通知発送日からプラットフォーム上で議決権行使を実施します。
行使結果は発送日の翌日から総会前日まで1日2回、専用回線で株主名簿管理人に送られ、発行会社はタイムリーに行使推移を確認することができます。

参考② プラットフォームの参加状況（2019年1月15日現在）

- 全体の参加会社数 942社
- 主要指数銘柄 日経 225 : 225社中 220社 (97.8%)
- JPX 日経 400 : 399社中 350社 (87.7%)

主要指数銘柄の導入が進む一方、近年は外国人投資家比率の水準に関わらず、株主総会の「標準装備」として議決権行使電子化の普及が進み、中小型株銘柄の新規導入も進んでいます。コーポレートガバナンス・コードでは、機関投資家との対話を通じて、中長期的な企業価値向上を実現していくことが期待されています。
IRやSR拡充のツールとして「議決権電子行使プラットフォーム」を是非ご活用ください。